

被災者生活再建支援法改正案 概要

法改正の趣旨

- ① 東日本大震災以降の建築資材の高騰等により被災地の復興の環境が厳しさを増す中、生活再建の呼び水として、被災者生活再建支援金を拡充。
- ② 被災者生活再建支援金の国庫補助率を引き上げることにより、被災自治体の負担を軽減。

第一 被災者生活再建支援金の額の引上げ

東日本大震災以降の災害の被災世帯(公布日以後に住宅の再建等を行った場合)に対する被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引上げ。

基礎支援金	全壊・解体・長期避難 100万円	大規模半壊 50万円
-------	---------------------	---------------

+

加算支援金	建設・購入 200万円→400万円	補修 100万円→200万円	賃借(公営住宅以外) 50万円→100万円
-------	----------------------	-------------------	--------------------------

→ 被災者生活再建支援金全体の最高額:300万円→500万円

第二、国庫補助割合の引上げ

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合:2分の1→3分の2
※ 東日本大震災については、既に5分の4に引上げ済

第三 検討条項

半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯の範囲について検討。

施行期日:公布の日

出典:衆議院法制局ホームページより
平成28年12月8日(木)衆議院 東日本大震災復興特別委員会
衆議院議員 隅 猛(民進党)

災害弔慰金の支給等に関する法律改正案 概要

法改正の趣旨

- ① 被災県ごとに異なる災害関連死の認定率（福島86%、宮城76%、岩手60%）
→ 統一的な取扱いが必要
- ② 県の審査の委託地域において認定率が低い傾向
→ できるだけ市町村が自ら審査会を設置する必要
- ③ 災害弔慰金等の申請漏れを防止する必要
→ 一層の周知徹底が必要
- ④ 多種多様な災害関連死の発生
→ 今後の災害における災害関連死の防止に生かす必要

第一 国による認定基準の作成及び公表

国は、災害が発生したときは、当該災害に係る災害弔慰金等の支給に関する基準を速やかに作成・公表。（東日本大震災以降の災害を対象）

第二 市町村による合議制の機関の設置

市町村は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努力。

第三 災害弔慰金制度の周知

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、制度の周知徹底。

第四 検討条項

国は、災害により死亡した者等の事情その他の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の状況を勘案し、災害の被害者の支援の在り方について検討。

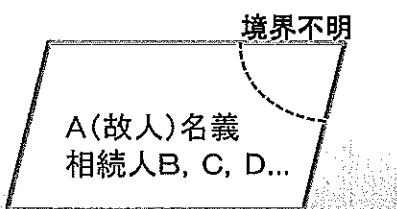
施行期日：公布の日

出典：衆議院法制局ホームページより
平成28年12月8日（木）衆議院 東日本大震災復興特別委員会
衆議院議員 隅 猛（民進党）

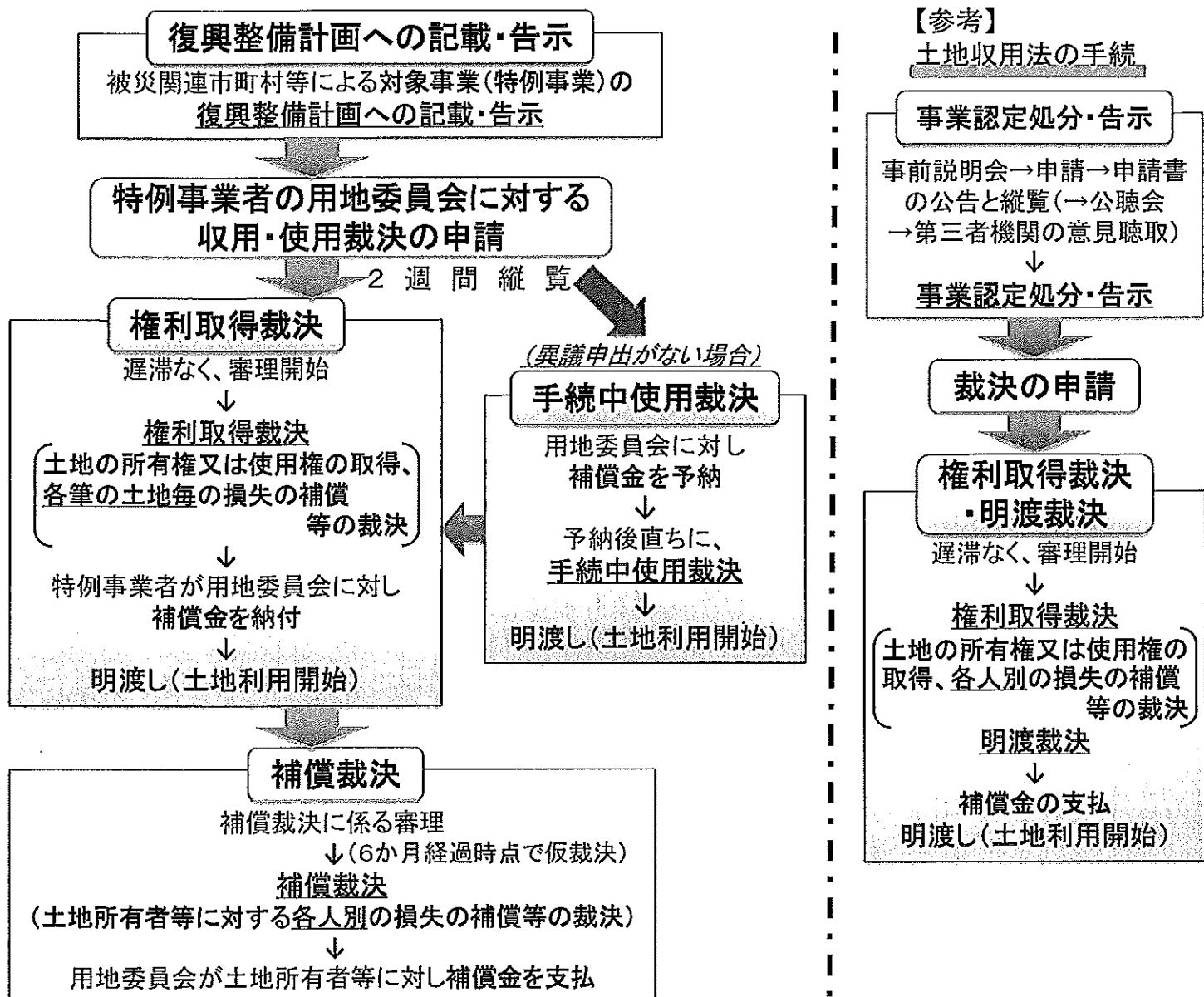
東日本大震災復興特別区域法改正案 概要

東日本大震災の被災地における課題

東日本大震災の被災地では、相続登記未了、所有者不明等の事業用地が多数存在
⇒復旧・復興事業の円滑かつ迅速な実施の妨げ
↓
適正に私有財産との調整を図りつつ、所有者不明のままでも早期の権利取得・土地利用開始を可能とする制度を創設する必要がある



復興整備事業の用に供する土地の収用・使用に係る特別の措置



検討条項

- ①集団移転の移転元地の活用促進のため、土地収用法の特例の創設を検討
- ②将来の大規模災害発生時の土地の収用・使用の在り方について検討

出典：衆議院法制局ホームページより

東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案 概要

本法案の目的

【現状】

共同相続人等が東日本大震災に係る移転促進区域内の土地等を相続
→しかし、他の共同相続人等の所在が明らかでない
→円滑に遺産の分割を行って処分することができない
→〔・移転促進区域からの住居の移転その他の生活の再建
・移転促進区域内の土地の有効な利用〕に支障

【対策】

〔・遺産の分割を円滑に行うための情報の提供
・不在者財産管理人に関する民法等の特例等〕
→相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化
→もって東日本大震災からの復興の推進に寄与

第一 遺産の分割を円滑に行うための情報の提供

国及び地方公共団体は、日本司法支援センターの行う東日本大震災法律援助事業、不在者財産管理人の制度等に関する情報を提供。

第二 不在者財産管理人に関する民法等の特例等

相続により共同相続人等が取得した移転促進区域内の土地等について、遺産の分割がされておらず、かつ、複数の共同相続人等が不在者であるときは、

- ① 弁護士等である不在者財産管理人は、民法第108条等の規定にかかわらず、複数の共同相続人等を代理することができる。
- ② 不在者財産管理人は、適当と認めるときは、所在が明らかな共同相続人等が当該土地等を取得することについて配慮。

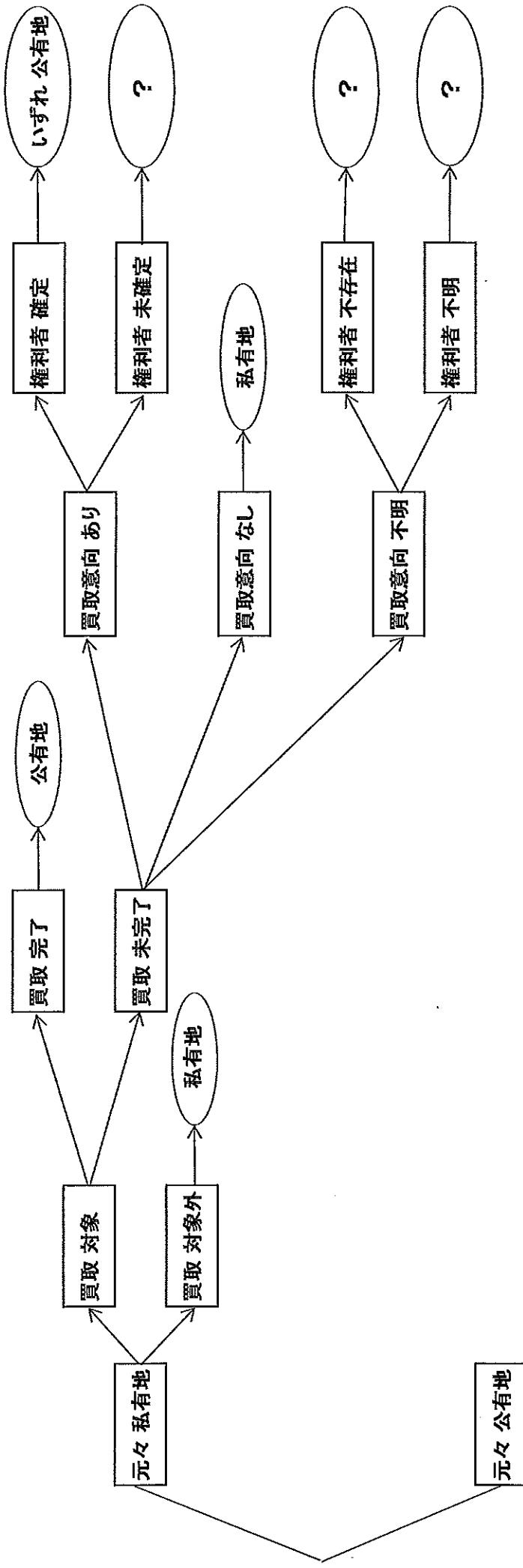
※ 共同相続人等の請求により不在者財産管理人を選任等した場合に限る。

第三 検討条項

国は、将来における大規模な災害の発生に備えて、他の共同相続人等の所在が明らかでない場合において共同相続人等が遺産の分割を円滑に行うことができるようするために必要な施策について検討。

施行期日：公布の日から起算して1月を超えない範囲内

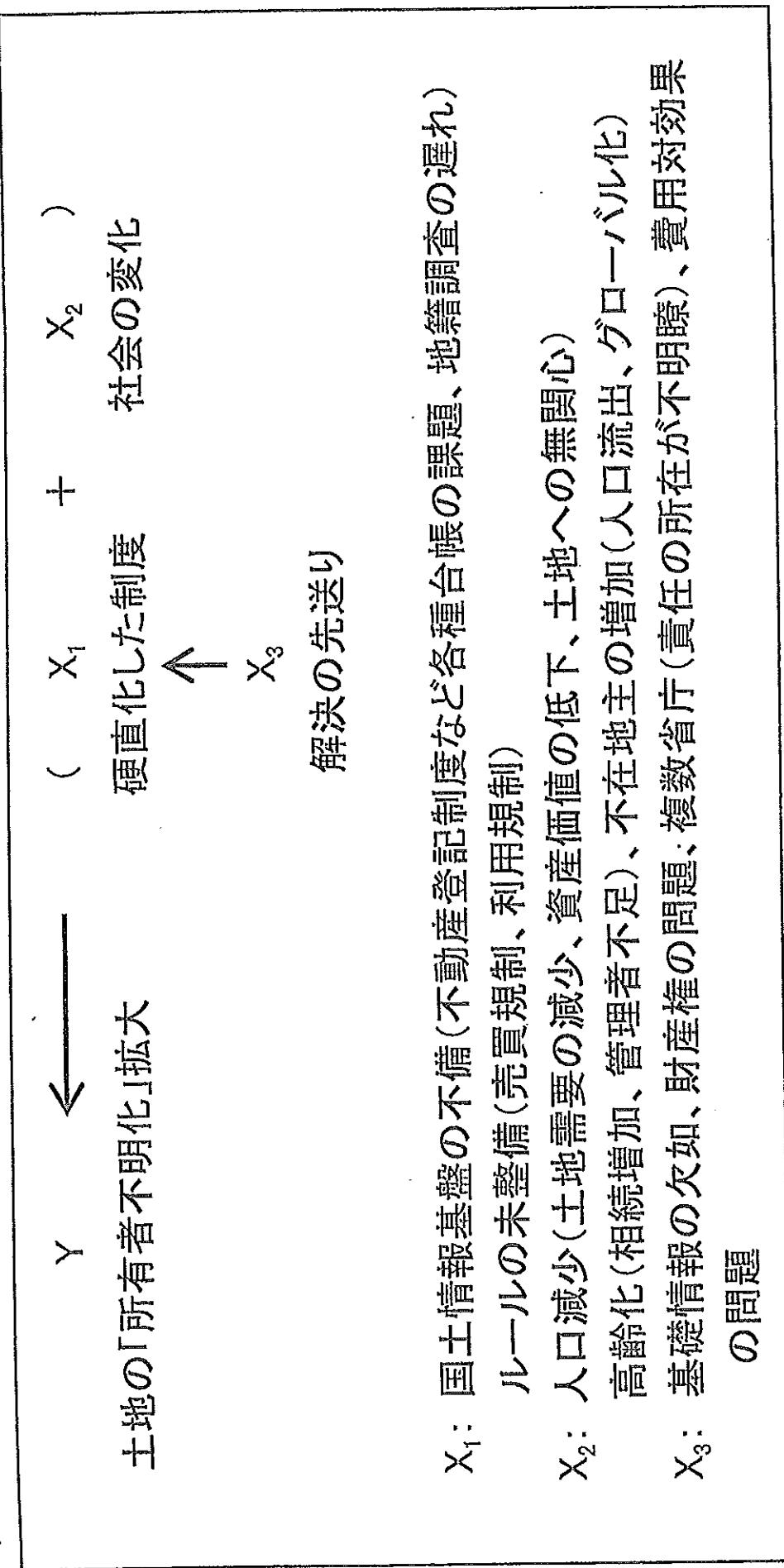
津波跡地の類型



出典: 階猛事務所 作成

平成28年12月8日(木) 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階猛(民進党)

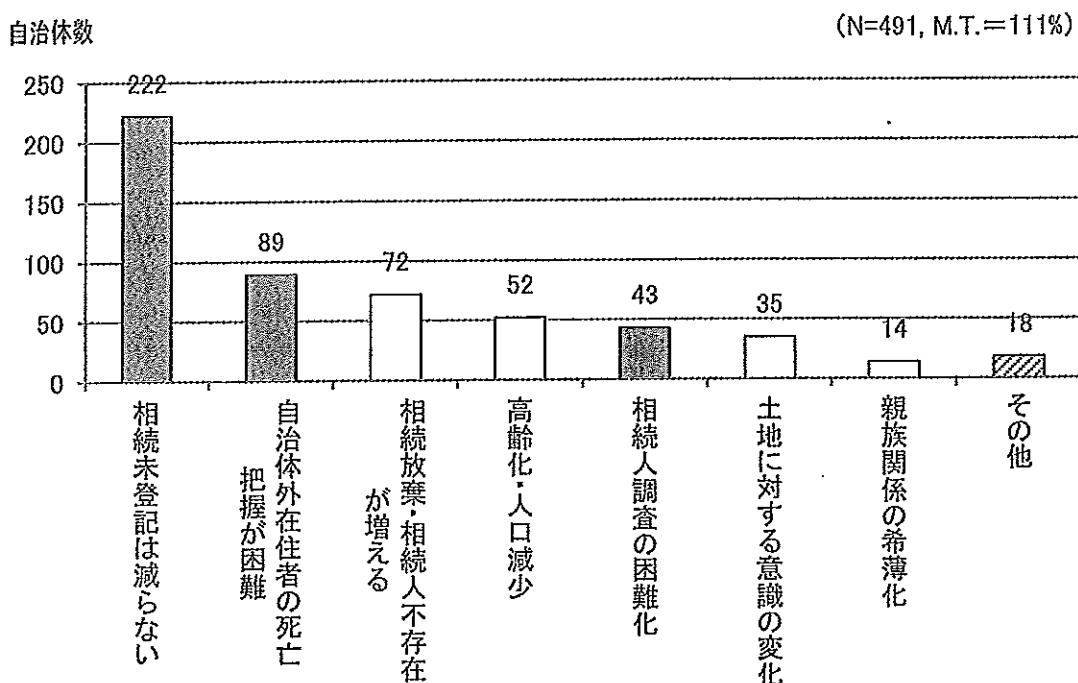
四 土地の「所有者不明化」問題の全体像⁶



出所：本プロジェクトにおけるこれまでの調査および関係者ヒアリングをもとに作図

出典：公益財団法人 東京財團 発行『土地の「所有者不明化』』より抜粋
平成28年12月8日（木）衆議院 東日本大震災復興特別委員会
衆議院議員 隅 猛（民進党）

図9 死亡者課税が増える、もしくはどちらかといえば増える、と思う理由



上記理由の具体的な内容:

- 「相続未登記」:手続きの煩雑さ、費用負担の大きさ、義務でないことによる相続未登記の増加。
- 「高齢化・人口減少」:高齢化・人口減少による相続件数や不明化事例の増加。
- 「土地に対する意識の変化」:相続人の土地に対する所有意識や相続手続きの必要性に対する認識の希薄化(遠隔地居住のため等)、価値の低さを理由とする受け取り拒否。
- 「親族関係の希薄化」:親族関係の希薄化による遺産分割協議の合意困難化。
- 「その他」:土地の利用価値の低下、明確な解決策がない、減少の見込みがない、地域住民の共有山林や墓地などが実際に増えている、など。

出典：公益財団法人 東京財團 発行『土地の「所有者不明化」』より抜粋
平成28年12月8日（木）衆議院 東日本大震災復興特別委員会
衆議院議員 隅 猛（民進党）